

第 584 回 統計審議会議事録

- 1 日時 平成 13 年 5 月 11 日（金） 14:00～16:40
- 2 場所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議題
 - (1) 庶務事項
 - (2) 諮問事項等
 - ア 諮問第 273 号「家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について」
 - イ 諮問第 274 号「法人企業統計調査の改正について」
 - ウ 「特定サービス産業実態調査の改正について」（諮問第 263 号）に係る平成 13 年及び平成 14 年調査計画について
 - (3) 答申事項
 - 諮問第 270 号の答申「平成 14 年に実施される商業統計調査の計画について」（案）
 - (4) 部会の開催状況
 - (5) その他
- 4 配布資料
 - 1) 統計審議会専門委員の発令について
 - 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
 - 3) 諮問第 273 号「家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について」
 - 4) 諮問第 274 号「法人企業統計調査の改正について」
 - 5) 特定サービス産業実態調査の改正について
 - 6) 諮問第 270 号の答申「平成 14 年に実施される商業統計調査の計画について」（案）
 - 7) 部会の開催状況一覧
 - 8) 「指定統計調査の承認」の状況（平成 13 年 4 月分）
 - 9) 平成 13 年 3 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 3 号）
 - 10) 指定統計の公表実績及び予定
- 5 出席者
 - 【委員】

竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員
 - 【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同福井調査企画課長、同岡本消費統計課長、財務省鶴岡調査統計部長、同大久保調査統計課長、厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省林統計情報部長、経済産業省種岡調査統計部長、同畑構造統計課長、国土交通省寺前情報管理部長、東京都早川統計部長
 - 【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同北田統計審査官、同金子統計審査官

6 議事概要

(1) 庶務事項

1) 統計審議会専門委員の発令について

竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

2) 部会に属すべき専門委員の指名について

竹内会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項等

1) 諮問第273号「家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料3の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、総務省統計局統計調査部の岡本消費統計課長及び福井調査企画課長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

篠塚委員) 特定消費統計調査（仮称）は、民間の調査機関に委託して行う計画としており、非常に珍しいケースではないか。これまでの調査は、統計の専門家である実施者が調査結果を精査する方法で行ってきたのに対し、この調査は、GDP統計に反映することを前提としたものであるが、民間の調査機関に委託して行う際の懸念はないのか伺いたい。

福井課長) 毎月経常的に大規模サンプルの調査をすることは、民間の調査機関への委託調査としては確かに稀だろう。統計局、統計センターの家計調査の集計技術を反映し、できる限り精度管理、品質管理する方向で詰めているところである。

竹内会長) 国の統計調査を民間に委託して悪いということは、原則としてはないはずである。また、民間においても特定の調査機関は、ノウハウや技術を蓄積しており、民間に委託したことにより質が落ちるとすることは一般的にはないだろう。

しかし、国の調査であることを明確にしないことにより、調査客体が正しい認識を持たずに拒否することが増えることがあってはならない。そこは明確にする必要があると思う。

また、国の統計調査として新しい調査を、地方公共団体を通じて行うと、地方公共団体の統計主管課の負担が増えることになり、急に実施することは難しいと思う。民間調査機関をどのように利用するかについては、今後の課題となるだろう。もちろん、どのような調査でも民間に任せておけば良い、あるいは民間委託が良いということは一般的には簡単に言えないと思うが、ケースによっては今後もありうる。

加えて、家計調査は指定統計調査であるが、特定消費統計調査（仮称）は承認統計調査であり、その点からも民間委託に関しての問題は少ないだろう。

飯島委員) 1点目は、家計調査に係る内容については、個人消費の動向把握の原点であることから、調査対象サンプル数を8,000世帯からもう少し拡大すべきではないかという意見があらゆるところから出ている。統計審議会ですそのような意見に対して言及すべきであると思う。

2点目は、家計調査を補完的調査により具体化していくとしているが、世帯人数の

減少化傾向が出てきている。これらの調査のみで、消費の減少の理由を所得の減少とし、個人消費が低迷していると結論づけることは、必ずしもストレートに結びつかない部分も出てきつつある。世帯人数の減少傾向については、個人消費をGDPに置き換えていく際の留意点をよく考慮しなければならないのではないだろうか。

岡本課長) この特定消費統計調査(仮称)を行うのは、調査対象サンプル数の拡大意見に対応したものと考えていただきたい。

家計調査は、協力する世帯の側から見れば非常に負担が大きく、調査全体の体制も含め、事実上、大幅に拡充することはかなり難しい状況にある。

家計調査の結果の中身をよく分析していくと、例えば、日々購入するような食費や日用品類の結果はかなり安定している。逆に、一つの例としてよく指摘されるものに自動車購入があるが、高額な消費であるため、どうしても月々の結果にはブレが出てくる。技術的に見ても、この部分を何らかの形で補完すれば問題はかなり解消されるだろうという考えは、不自然ではない。調査対象サンプル数の拡大意見に対応した答えが、この特定消費統計調査(仮称)であると考えていただきたい。

2点目については、確かに、世帯当たりの平均世帯人員に低下傾向がみられ、その一方で2人以上の世帯数及び単身世帯数は共に増加している状況にある。家計調査の結果について注意しなければならないのは、平均世帯人員の減少が世帯当たりでみると反映されており、ある意味では低い結果が出る。この部分を考慮し、1人当たりの結果も前面に出してきている。1人当たりの結果でみるとプラスで、世帯当たりでみるとマイナスという状況が続いており、誤解を受ける面もあると思う。

また、加工が入ることから参考扱いとなっているが、従来から4人世帯に調整した「消費水準指数」を算出している。

単身世帯に関しては、今回、家計調査本体での単身世帯部分のサンプル数拡大までには至っていない。これには、拡大が困難であるという理由が確かにある。実際の個人消費に占める割合から見ると、現在の単身世帯のサンプル数をもう少し拡大すべきという考えは理解できる。ただし、誤解があるかもしれないと思われる部分は、単身世帯については世帯数割合で見ると2、3割としても、家族規模の違いから、2人以上の世帯の消費支出金額とは水準が違い、金額割合で見ると1割強のレベルになる。つまり単身世帯のサンプル数がかなり少ないということではなく、もう少し充実させたいということである。

家計簿記入という方式での調査の拡大が難しい中で、基礎的な食費や日常的な支出に関しては、結果はほぼ安定している。少なくとも、総世帯という合計したレベルでは特に問題があるとは言えない結果になっている。

このように考えると、高額な部分を補完する意味では、特定消費統計調査(仮称)で単身世帯サンプルも調査することにより、単身世帯部分も補完できると考えている。

飯島委員) 若年層の消費動向を把握するために単身世帯を730件余り把握し、一過性が強い自動車等の高額消費についても特別に調査することにより、GDPの個人消費をリバイスしていくということはわかる。

しかし、家計調査は個人消費に大きなウェイトを持っており、経済団体連合会でも世帯数のサンプル数が8,000世帯で妥当かという議論がある。8,000世帯とすること

については、例えば、法人企業統計も 20,000 社としており、毎月勤労統計も 33,000 事業所としている。

つまり補完的調査で十分補えるとするのであれば、その考え方を明示しておく必要があるのではないか。

竹内会長) もし家計調査のみの規模の拡大を行うとすると、大雑把に考えても精度を 2 倍にするためには、平方根に比例する法則から、4 倍のサンプル数が必要になる。精度を 3 倍くらいにするためには、10 倍近いサンプルが必要になる。非常にコストもかかり、手間もかかる。加えて、記入者負担が増えるばかりではなく、そのための指導員、調査員も相当数増やすこととなる上、素人の指導員、調査員ではすぐに簡単には行えない。つまり、家計調査は他の統計調査と違い大変手間がかかるものであり、規模拡大は困難である。

しかし、特定消費統計調査(仮称)の予備調査の結果、高額消費の部分だけを別に推計すれば、現在の家計調査をそのまま変更せずに、精度を 2 倍くらいに上げることは可能であることが分かった。そこで高額消費部分を別に調査し、加えて高額消費のない世帯について何も調べないということにはならないよう、消費支出総額も調べることとしている。

収入については、予備調査により収入を調べると協力度が非常に下がるという結果から、調べないこととしている。ただし、年間総収入だけは階層的には調べる。この程度であれば、かなり精度が上がるであろう。

こうした場合、家計調査の結果と特定消費統計調査(仮称)の結果を結び付ける推計方法については、理論的に難しく、現実的にどうなるかは分からない。

ちなみに、精度に関しては限度があり、小数点一桁台の変動については、考えればすぐに分かることではあるが、例えば、去年はうるう年で 366 日であり、365 分の 366 だけでも 0.2~0.3%程度下がる。去年の消費は 366 分の 365 で乗じるべきかという、果たしてそれで良いのかという問題があり、0.1%程度は物事の様々な弾みで動くものであり、統計の誤差とはならない。結果が出てみないと最終的には分からないものの、ある程度の限界以上は無理であることを付け加えれば、批判には応じることができるだろうというのが結論であると理解している。

飯島委員) 日本の GDP 全体の 6 割を占めているのは、やはり個人消費である。その個人消費動向が日本の GDP 全体に与える影響は非常に大きい。つまり個人消費の重要なベースになるのが家計調査であり、目的が明確であれば若干サンプル数が増えても良いのではないだろうか。また、調査費が非常に安く、この調査費で協力する人は少ないのではないか。

したがって、予算を計上すべきところには計上し、期待に応える基本的スタンスがあっても良いのではないだろうか。

竹内会長) 調査協力に対する謝礼を増やすべきという飯島委員の考えについては、全く同意見である。統計審議会の場合というより、財政当局に強力に言いたい、やはり調査協力に対して、それにかかる労力に見合う最低賃金分くらいは原則として支出すべきではないか。時間数に換算した上で支払うべきで、形式のお礼だけで済ませていることは望ましくないと思う。統計審議会がそのようなことを言えるのか分からないが、どこ

かで要望していきたい。むしろ、この行政改革の折、経済団体連合会が主張するとプラスになるのではないだろうか。

飯島委員) 主張することは簡単である。目的のためには必要な情報はしっかりと取るべきというのが原点だ。その上で、いかに合理化し、記入者の負担を軽減するかを考えるべきである。

竹内会長) 全くそのとおりであると思う。

早川部長) 実査担当としては、家計調査は調査客体にとっても大変手間がかかり、面倒な調査である。最近のプライバシー意識の高まり等もあり、年々調査環境が厳しくなっている。とりわけ単身世帯の調査については、年々拒否する世帯が増加してきており、特に若年層を中心に協力が得にくいなど、大変困難な状況が生じてきている。

したがって、一方で統計ニーズへの的確な対応の必要性については十分認識しつつも、今申し上げたような困難性をより御理解いただき、今後の部会審議では、世帯の記入者負担の問題や調査員の負担の問題についても十分考慮していただきたい。

竹内会長) もちろん、それは当然考慮しているところであるが、特に実査担当の現場に当たられる方から、難しい部分等についてご意見をいただきたい。

早川部長) 部会でまたお話し申し上げたい。

菅野委員) 諮問とは若干外れるかもしれないが、精度に関して、家計調査を今まで見てきた実感としては、果たしてここまで細かい項目を取る必要があるだろうかという気持ちを非常に強く持っている。

これらは、もちろん様々な目的で使われるものと思われるが、かなり昔の終戦直後に果たして国民の栄養状態がいいのか等から始まっているとすると、時代の変遷とともに中身の変化があるのも当然だろう。しかし、現在、様々なことに使われていることを前提としても、GDPの基礎という点を考えると、おそらくGDPが統計に必要なものより、かなり細かい情報を聞いている。例えば、重さを量ることはなくなったものの、購入したもの全てを一つずつ記入させている。調査項目を簡素化する等、記入者負担を考慮する原則から考えていただきたい。

竹内会長) 項目の細かさが本当にいいのかどうか分からないが、中間的にまとめた数字を出すことは記入者にとってかえって負担になるということもある。つまり、現行では家計簿をそのまま記入する方式であるが、例として食費をあげると、食費関係を全部加算しなければならない。食費や被服費がそれぞれいくらになっているかは、全ての伝票を調べて、分類した上で家計自体をまとめなければならない。元の家計簿をそのまま記入した方が、記入者にとって直接の負担は少ない。つまり、全く費目の区別をしないことにならない限りは、記入者は家計簿での支出額を全て加算しなければならない。その点で、現行の方式は非常に細かすぎる印象があり、記入者負担は一見多くみえるが、計算する手間がかからない。簡素化により記入者負担を減らすことについては、改善の余地が残されていると思えるものの、難しいだろう。

もちろん、項目を非常に簡単にすることは可能かもしれないが、記憶で記入したりするなど精度がかなり落ちる可能性があり、精度を保つためにはある程度やむをえない感じがする。また、家計に関する情報をそのまま表に記入することにより、様々な用途に使用ができるようになっていくと思う。

菅野委員) サンプルのバイアスに関して、例えば 99 年 12 月に家計調査の所得と毎月勤労統計調査の所得が大幅に乖離した。一説には、家計調査は公務員世帯が多く、その時たまたま公務員の賞与が悪かったことによるとされている。地域のサンプルはかなり細かくバイアス内容を捉えていると思うが、職業的バイアスは考慮されているのか。

岡本課長) かなり誤解が多いと思うが、項目が細かいことについては、かえってそのほうが記入しやすいというのが経験的にもよく分かっている。

もう一つには、細かいデータのニーズがあり、例えば、C P I のウエイトには細かい情報が必要である。食品が細かくなっているのは、C P I の精度を考える上では、生鮮食品の価格変動が大きく、細かい情報が必要となるからである。このようなことから、利用されるニーズと実際の調査方法の双方から見て、現行の方式は一見負担が大きく見えるものの、良い方法と考えている。

また、99 年 12 月の毎月勤労統計調査との乖離に関するバイアスの件は、総務省統計局ホーム・ページの Q & A に掲載されているが、公務員世帯が多いことにより所得が低くなったというのは全くの誤解である。

竹内会長) 消費統計課長からは言及しづらいことだろうが、家計調査を完全にランダムサンプルの原則どおりに実施するのは事実上不可能であり、どうしても拒否世帯がある。とすれば替わりの世帯を取らざるを得ない。そのために本当のランダムサンプルではないだろうというのはその通りであるが、大体のバイアスもある程度は見当が付く。つまり、完全にランダムサンプルではないかもしれないが、むしろトレンドを見るには十分だと思う。また、消費傾向を見るという点でも十分であり、御指摘の点については、あまり建前どおりにこだわらない方が良いと思う。それ程大きく偏っているとは思われない。

ただし、現実的には、おそらく高額所得者のうちの上層と低額所得者のうちの下層は十分反映されていない。つまり、高額所得者の上層はおそらく拒否する可能性が高いし、低額所得者のうちの下層はとても協力ができないだろうが、国民の大多数を占める部分は反映されていると思う。

本件については、国民生活・社会統計部会で審議していただくこととし、廣松部会長に願います。

2) 諮問第 274 号「法人企業統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 4 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、財務省財務総合政策研究所調査統計部の大久保調査統計課長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添委員) 本件の一つのポイントは、諮問文に記載されているとおり、会計基準の変更に伴い、コンピュータ・ソフトウェアの取得額を捕捉することにある。ある意味では自明のことであり、平成 11 年度に会計基準が変更されたのであれば、本来、平成 12 年から捕捉できたと思うので、この対応のみであれば是非急いでいただきたい。統計の変更ではなく、会計基準の変更に伴う必要項目の入替えは、ある意味では「軽微な事項」と

も判断できるので、今後、このような改正がある場合には、できるだけ早めに対応できる体制を考えるべきではないか。

一方、個人的には、法人企業統計調査は大変重要な統計であると考えている。近年、企業統計が次第に充実してきたが、法人企業統計調査は一番中心になる統計であり、非常に重要なものと言えるだろう。そのような意味から、今回の形式的な変更に合わせて、様々な点も検討したいとする考えもよく分かる。ただし、その検討の方が中心となって、急がなければならないものに時間がかかるのは困ると思う。

この調査については、早期化、標本設計あるいは母集団情報等について重要な問題があるのは認識している。それらの問題について、十分準備をした上で検討するのは大いに賛成であるが、今回はこれらに重点をおいた審議にはならなくても良いのではないか。

竹内会長) 今の発言に関連して伺いたい。調査票の変更はいつから行う予定か。

大久保課長) 審議が終了し、承認を得てから可及的速やかに変更することとしている。現在の予定では、年次調査は平成13年調査から、四半期調査は審議会の答申後、総務大臣の承認を得てから変更する。おそらく、7~9月期調査から新しい項目を入れた調査票となり、実際に調査を行うのは11月になる予定である。

竹内会長) 美添委員はそれで了承いただけるか。それより早い時期は無理だと思われるが。

美添委員) 現実的に無理だと思う。ただし、このような項目の変更のみのケースであれば、今後、部会にまでかける必要はない事項とも考えられるので、ご検討いただきたい。

竹内会長) 調査票の項目について名称のみではなく、実質的な中身を変更する場合は、やはり統計審議会に付託すべき事項であると思う。場合によっては、部会審議は簡単にし、審議会で承認する方法でも良いと思う。本件は、大久保課長の説明どおりのタイミングで変更するのであれば、問題はないと思われる。

また、せっかく企業統計部会に付託することになっているのであれば、公表の早期化等の問題も議論していただきたい。ただし、そのために本件の答申が遅くならないように審議の際にはご留意いただきたい。

改正計画について、早期に明確な結論を出し、同時に様々な重大な問題についても企業統計部会で審議していただきたいと思う。後藤部会長に願います。

3) 「特定サービス産業実態調査の改正について」(諮問第263号)に係る平成13年及び平成14年調査計画について竹内会長から、審議再開に当たり、本調査の改正については、平成12年4月21日に諮問第263号として当審議会に諮問され、同年6月16日に「答申(一)」が総務庁長官(当時)に対して行われたが、その際、調査対象業種のローテーションに関し、「改正計画のうち『娯楽関連産業』及び『教養・生活関連産業』に属する調査対象業種の計画について、具体的な計画が作成された段階で、改めて審議する」と答申された経緯がある旨の説明があった。

続いて、総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料5に基づき審議再開に関する趣旨説明を行い、経済産業省経済産業政策局調査統計部の畑構造統計課長が改正計画の説明を行った。

[質 疑]

竹内会長) 本調査の「答申(一)」においては、基本的方針が定められているが、遡ってみると、特定サービス産業実態調査の統計体系全体における位置付けが分かりづらい部分がある。その理由の一つは、基本的に経済産業省の所管業種に限定していることである。ここで、どのように議論すべきかは分からないが、他府省所管業種のサービス業はあまり調査されず、サービス業全体の調査はあっても、それ以外の業種が調査されないのは問題ではないか。

もう一つは、小規模で圧倒的に事業所数が多い業種ということで、対象業種から除かれている例としてパチンコ業が挙げられている。パチンコ業は、かなり大きな産業であり、事業所数も非常に多い。その多さから全数調査ができないとしているが、これをもって、調査対象から除くのは論理上納得しかねる。そのような業種は、サンプル調査であっても、実施する必要があるのではないか。経済産業省でも様々な考え方があるだろうが、特定サービス産業実態調査の全体としての位置付けについて、もう少し明確にすべきではないか。

平成13年に実施される業種については、特段の意見はないものの、調査票自体をみると、かなり詳細に項目が設定されている。詳細な調査を実施することにより、これらの業種について詳細な実態が明らかになることは良いことだと思うが、経済産業省以外の府省所管の業種、あるいは、どの府省の所管にもなっていない多くの業種については、情報が皆無に等しい。統計体系全体としては、非常にアンバランスに思えるので、以上の点を考慮の上、部会において議論していただきたい。

舟岡委員) 平成14年調査では、エステティック業を新規に加える計画であるが、対象事業所については、事業所・企業統計調査あるいは業界団体名簿等から対象を選定することになると思う。このエステティック業も含め、対象とする業種について、その定義と調査の範囲を明確にして調査を実施していただきたい。

業界団体に加盟していることのみで、その事業所を調査対象とすることはないであろうが、部会審議で明確に定義と範囲を示し、議論していただきたい。

竹内会長) 対象事業所は、基本的には事業所・企業統計調査の事業所名簿によるのではないか。

舟岡委員) 現在のエステティック業は、細分類では立っていないので、その業種についての定義と、どこまでを範囲とするかの明示が必要だろうと思う。

竹内会長) つまり、エステティック業について、どのように対象事業所を選定するかが論点になる。

畑課長) エステティック業は、日本標準産業分類上、「その他の洗濯・理容・浴場業」に属しており、その意味では、現時点において、いまだ明確ではない。さらに、事業所・企業統計調査の名簿にもない。

したがって、今後、日本標準産業分類上の定義の検討がなされ、その定義により調査対象が明確になれば良いが、それによらない場合、本調査については、アクティビティベースで行っていることもあり、産業格付では対象とならない場合でも、設備や一定のシェア等を持ち、業として行っていれば対象としているので、調査対象要件を整備・チェックしていく必要があると思う。

竹内会長) エステティック業は、「その他の洗濯・理容・浴場業」に属し、そのデータが事業

所・企業統計調査の中にあるとして、その中でエステティック業か否かが分かる情報は既にあるのか。

入山補佐) 現在、エステティック業界は、主要7団体が業界の整備をすべく、「日本エステティック連合」としてまとまる動きがある。それらの業界団体が協力し、名簿等の整備もかなり進んでいるのが現状である。

舟岡委員から御指摘があったように、業界団体が把握しているものをすべてエステティック業の対象にして良いかについては、ある特定の機械を使用していれば範囲に含める、あるいはエステティックと言われていても範囲から外す等の作業を行い、具体的な定義・範囲を明確にした上で、現状把握しているものの中から対象を見分けて調査を実施していきたい。

竹内会長) つまり、業界名簿を基礎にして、適切でないものは除くということであり、業界名簿にないものは、当面はとらえることが難しいということか。

畑課長) 業界名簿に掲載されている事業所のみではなく、エステティック業と言われている事業所についての研究も進められており、おおむね8,000事業所を捉えている。

竹内会長) その研究の中で対象事業所を把握しているのか。

入山補佐) 組織率自体は、いまだ低いですが、組織されている事業所のみならず、エステティックと言われている事業所について、業界団体が出向いて捉えているものを核にして、例えば、電話帳、あるいは都道府県で持つ情報で補完し、かつ外すべきものを外し、対象にしていきたい。

竹内会長) 実行上大変な作業だろう。

飯島委員) フィットネスクラブに分類されると思うが、最近、スイミングスクール等が非常に増えている。フィットネスクラブとは、どのようなものを対象にするのか、定義を明確にした方が良いのではないか。

もう一つは、地方に行くと、不況時に企業が土地の有効利用を図るため、土地を野球場等に活用するケースがあるが、それは、遊園地などに分類されるのだろうか。そのような対象となる企業、娯楽産業等の定義が分かりにくいものは、明確にした方が良いのではないか。

畑課長) 御指摘のとおり定義が明確でないものは、過去に実施した調査の経緯等を踏まえながら明確にしていきたい。野球場については、現在、調査対象としていない。

篠塚委員) 主要改正点(案)には、調査対象業種選定の考え方において、次の条件を満たすものとして8項目を挙げている。ここが最も検討を頂いた部分だと思うが、この8項目について、すべてを満たすもの、それとも半分以上満たすものが候補になるということか。

畑課長) バイアスがかかるかもしれないが、8項目について、すべてを満たすものを平成13年及び14年の調査対象業種として選定している。

竹内会長) 本件については、運輸・流通統計部会で審議していただくこととし、美添部会長にお願いする。

(3) 答申事項

○ 諮問第 270 号の答申「平成 14 年に実施される商業統計調査の計画について」(案)

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 6 の答申案の朗読を行った。続いて、美添運輸・流通統計部会長が審議経過及び答申案の説明を行った。

美添委員) 商業統計調査の計画については、本年 3 月 9 日に諮問され、運輸・流通統計部に審議が付託された。本件調査計画に係る部会は、3 回(3 月 14 日、4 月 3 日、4 月 20 日)にわたって開催され、論点を整理したメモに沿って審議を行った。

まず、第 102 回運輸・流通統計部会の結果概要であるが、審議の概要のうち指摘への回答関係の電子商取引等の注記については、事業所・企業統計調査で決定された調査事項との整合性が図られることから適切としている。

次に、フランチャイズ・チェーン、ボランティア・チェーンの二つのチェーン店の加盟状況も今回把握することになっている。これに関して、他の系列店のチェーン組織化がどの程度あるか確認したところ、それほど多くはない。今回、重要なのは、フランチャイズ・チェーン、ボランティア・チェーンの把握であり、原案どおりの調査票の設計で問題はないと判定した。

母集団の捕捉方法については、答申原案で「従来、事業所・企業統計調査との実施時期の違い等により生じてきたと考えられる捕捉割合の変動は、ほぼ解消されたと判断される」との分かりにくい表現があった。この意味するところは、平成 11 年の事業所・企業統計調査との同時実施により、商業事業所の捕捉が非常に正確となり、高く評価されるとの判断に基づくものである。経済産業省が平成 11 年調査の結果報告書で比較結果の状況を公表しているが、その前の平成 9 年調査で潜在的に商業事業所として把握されていなかった可能性を否定できない。平成 11 年調査で母集団の捕捉が正確であれば、平成 13 年事業所・企業統計調査も正確な捕捉が可能となり、平成 14 年調査の母集団情報は極めて正確になると理解されており、表現を変更した。

次に、答申案についてであるが、「調査対象」については、事業所・企業統計調査との整合性から政府刊行物サービス・センター等を追加することは評価される。実態として 20 事業所程度であり、負担が増えることはないことを確認している。

「従業者数等」については、従来から課題の「臨時雇用者」や「出向・派遣受入者」の充実が図られ、高く評価している。ただし、調査時点を平成 14 年 6 月 1 日現在としており、カレンダーを調べると土曜日である。土曜日を調査時点とすることについては、臨時雇用者に関して、どの曜日が適切であるかという議論があるが、答申案には含まれていない。これについては、直前の給与支払日現在における臨時雇用者として捕捉するという整理にした。

「電子商取引の有無と年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合」については、部会で十分議論したが、結論としては適当であるとした。この電子商取引の実態は多様であり、時間的に変化するものであるため、将来に向けて、「今後の調査の実施に当たっては、情報通信技術の進展に伴う電子商取引の動向を引き続き注視する必要がある」と追記した。

[質 疑]

飯島委員) 商業調査票の「従業者数等」のうち「常用雇用者」の「パート・アルバイト等」は、時間の限定を考えずに何人雇っているという実数を記入し、「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」は、8時間に換算した雇用者数を記入するという理解で良いか。

美添委員) その理解で良い。

なお、「パート・アルバイト等」については、一般呼称のパート・アルバイトには「臨時雇用者」に該当する者がいるものの、「常用雇用者」のうちの「パート・アルバイト等」の実数を記入するものであり、また、「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」については、「常用雇用者」のうちの「パート・アルバイト等」について、8時間に換算した雇用者数を記入することを明確にするため、その旨、商業調査票に注記している。

竹内会長) 場合によっては、点線等を用いて関連があることを明確にした方が良いかもしれない。

美添委員) 原案は、御指摘をいただいたような誤解を生ずる可能性があり、本日提示した商業調査票は、誤解がないように修正した結果である。

竹内会長) 「パート・アルバイト等」から「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」に矢印を引くと関連が分かりやすいのではないか。

美添委員) 今から修正する余地があるかどうか分らない。

飯島委員) もう一つは、従業者には、国籍を問わず、外国人も含まれると理解してよろしいか。

竹内会長) 従業者名簿に記載がある限り、含まれるだろう。

美添委員) 違法でなければ含まれる。

新村委員) 商業調査票の「企業の店舗数等」に電子商取引の定義があるが、これは、経済産業省の現時点における電子商取引の定義として確定したものなのか。また、この定義に「情報」と記載されているが、例えば、ホーム・ページに商品カタログを提示していれば、電子商取引になるのか。これらの点については、記入者に誤解がないのだろうか。

美添委員) この定義は、商業統計調査として確定したものであり、事業所・企業統計調査と同じ定義である。また、疑念のないように定義を詳しく記載したものであり、この定義には、情報を提示しているだけのものは含まれない。調査票の波線中のとおり、「商取引のうち、物品の受発注に関わる業務について一部でも」と記載されており、カタログを見るだけでは該当しない。つまり、それを見て注文をする行為が入れば、初めて電子商取引にカウントされる。企業に勤める専門委員の御意見を伺って、この定義で企業は十分誤解なく記入できるという点まで確認している。

竹内会長) そうすると、受発注に関わる生産分野は入らないのか。

美添委員) 商業であることから入らない。

竹内会長) 商取引に関わる請求・清算業務であればどうか。

美添委員) 商取引であり、あくまでも物品の受発注に関わる業務である。

竹内会長) 請求・清算業務は、受発注とは別である。

美添委員) 物品の受発注という定義については、商業調査票上、「物品、情報、金銭の交換」

としており、誤解はない。

竹内会長) 金銭の交換のみは入らないのか。

美添委員) そういうことになる。

竹内会長) 商取引の清算のみネットワークを通じて行った場合はどうなるか。

畑課長) 清算とは決済のことと理解するが、本調査の電子商取引とは、決済の方法にかかわらず、受発注行為に関するものを対象としている。

竹内会長) 銀行との間での決済は含むのか。

畑課長) コンピュータを介したネットワーク上で受発注されれば含み、決済の手段は問わない。

竹内会長) 本件をもって答申として採択してよろしいか。異議がなければ、答申とさせていただきます。

経済産業省経済産業政策局の種岡調査統計部長から、ごあいさつがある。

種岡部長) 活発な御審議に感謝する。総務省から、承認通知があり次第、御議論を頂いた線に沿って調査を実施したい。

(4) 部会の開催状況

1) 人口・労働統計部会

平成13年4月16日、4月23日及び5月10日に開催された第49回、第50回及び第51回人口・労働統計部会(議題:「労働力調査の改正について」)の開催結果について、篠塚部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 特定調査票を2年目2か月目の世帯に配布すると、偏りが生じるのではないかとする意見があったが、議論の結果そのままとなった。私も偏りが生じるのではないのかという危惧を感じると同時に、様々な理由からこれで良いとも考えられる。その場合、特定調査票の集計時に基礎調査票の部分を新たに別集計することが必要ではないかと思うが、議論はあったか。

篠塚委員) 会長の御指摘のように、2年目2か月目と1年目1か月目の世帯の間で偏りがあるのではないかという疑問もある。継続して調査した場合のデータの偏りについては実証していないものの、実施者から資料の提供があり議論したが、2年目2か月目の世帯への調査で良いとする結論になった。

竹内会長) 調査自体はそれで良いだろうが、2年目2か月目の世帯に対応する基礎調査票分を別途集計すると、偏りが生じた時に偏り補正ができるのではないか。

美添委員) 特定調査票の集計に当たり、当該世帯に係る基礎調査票と合わせて集計することにより、従来の労働力調査特別調査と同じ形の集計ができる。

つまり、同時分布を確定する時に、周辺分布は基礎調査票を用いる。基礎調査票により公表する失業率等と一致する形の集計表が作成されるので、そごは生じない。

竹内会長) 偏りを修正するための特定調査票に対応する特性の値が出ないかということである。

美添委員) 継続調査をした場合に予想される偏りの大きさについては、前回の部会で資料が出た。結論としては、現在提案されているものが最適としているが、会長の御指摘の点が改善できるかについては検討課題として残っている。

2) 農林水産統計部会

平成 13 年 4 月 23 日及び 4 月 26 日に開催された第 71 回及び第 72 回農林水産統計部会（議題：「海面漁業生産統計調査の改正について」）の開催結果について、須田部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 漁業センサスとの関連で分からない部分がある。今回の審議で関連を明確にする必要があるのか、あるいは漁業センサスの審議で議論すべきなのかは分からないが、例えば、年間海上作業従事日数 30 日未満の漁業経営体は、漁業センサスの調査対象ではない。本来、センサスの方が調査範囲は広く、反対となっているのではないかと思うこともある。漁業センサスとの関連を念頭に、答申案を作成していただきたい。

3) 運輸・流通統計部会

平成 13 年 4 月 20 日に開催された第 102 回運輸・流通統計部会（議題：「平成 14 年に実施される商業統計調査の計画について」）の開催結果については、答申案の審議の際に審議経過と併せて報告された。

4) 産業分類部会

平成 13 年 4 月 20 日に開催された第 4 回産業分類部会（議題：「大分類 H－情報通信業について」及び「その他」）の開催結果について、舟岡部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 情報通信業は、業としては相当大きく複雑であり、難しい業種だろう。配布資料には、中分類までの案があるが、もう一つ下の小分類レベルの案はあるのか。

舟岡委員) 諮問の資料として提出されている。

竹内会長) 小分類は議論しているのか。

舟岡委員) その前の段階となっている。

竹内会長) 新聞・出版業の位置付けの方向はどうか。

舟岡委員) 分類体系は、物とサービスを二分する考え方で構成されている。機能に着目して分類体系を構成したとき、現行の分類体系がかなり変わる事となるのではないかと。

そこまで今回踏み込み得るかどうかである。もし、踏み込まずに、例えば、新聞の印刷を伴わない事業所だけを情報通信業とすると、特に地方においては新聞と印刷が不可分の事業所が多く、新聞業が股裂き状態になるが、これをどのように回避するかについて、良い知恵が浮かばない。

竹内会長) 新聞業と同様に、印刷を製造業から外すと、例えば、東京都の製造業の性質がかなり変わる。

もともと製造業の出版・印刷業は、本来、工業の一つであり、製造業としても不思議ではなかった。しかし、現行のまま出版業を製造業に入れておくと、インターネット上で出版しているものまで、全て製造業に入る。これは非常におかしいが、舟岡委員の説明のとおり難しい問題である。私は情報通信業とした方が良いのではないかと思うが、各委員の考えはどうか。

飯島委員) 情報通信業の方がフィーリング的にも合うと思う。衣料の分野等でも、製造小売業というものがあるが、例えば、代表的なユニクロは、自社では製造していないが、下

請事業者が製造し、それを自社で最終小売を行っている。その延長線で考えると、新聞社は新聞を印刷するのが目的ではなく、情報を発信する意図を持っている。それを自社で印刷するか、下請が印刷するかであり、主眼は情報通信にウエイトがあるのではないか。手段として製造するのは、自社で生産するか下請が生産するかの違いのみであり、基本的な目的から言うと情報通信業の分野ではないか。

竹内会長) 私の感じでは、新聞編集業と印刷業の二つがあり、新聞社は両方の事業所を持っていると考えられる。どちらのウエイトが高いかで決めて良いのではないか。

舟岡委員) 例えば、新聞編集業務のアクティビティが50%程度、印刷業務が50%程度である場合、過半で業種格付けを行うと、その時々によって情報通信業に入るときと入らないときがあるのではないか。

竹内会長) 大規模の新聞社を見れば、圧倒的に編集業務のウエイトが高いはずである。

舟岡委員) 大規模の新聞社は、一部を除き、印刷部門が別事業所となっているが、実は、地方の新聞社、あるいは最近数多く出てきたミニコミ紙等は、手書き部分が一部入る印刷工程も事業所内に抱えている。それらを入れずに、大規模新聞社のみを情報通信業とすることは適当ではない。

竹内会長) そのような事業所も製造業ではなく情報通信業に入るのではないか。

舟岡委員) 新聞編集業務をわずかでも行っていれば、印刷業務が過半であっても情報通信業とするのか。

竹内会長) 印刷業務が過半であれば印刷業であろう。現実には、分類格付けが不安定な事業所はそれ程あるものだろうか。

舟岡委員) 現在、大分類をまたがって格付けが移動することを避ける方向で分類体系を検討している。過半の基準に従うことについては、実態を調べてみないと分からないが、単に大分類をまたがることの弊害だけではなく、実査上の困難を伴う。事業所をどちらに分類するかについて、調査員が本当に正しく分類できるかどうか疑問である。

竹内会長) 実態が分からないが、印刷業が主で、新聞業が従である事業所はそれ程ないという印象を持っている。格付け移動はそれ程ないのではないか。

舟岡委員) 大分類の考え方は、これまで物とサービスを二分化し、物とサービスに関わる活動を併せて行っている場合にはサービスを物に付帯させて分類してきた。今後、機能に着目し、サービスに付帯させて製造活動を位置づけるとすると、分類体系の大きな変更となる。他の分類項目でも同様の見直しを必要とするだろう。

竹内会長) それは時代の流れからすると、むしろ必要ではないか。少なくとも今の分類の出発点はあまりにも物主義でありすぎるのではないか。ただし、実際は既に物主義を超えて機能で分類されているものも多い。例えば、時計は物主義では電子機械であるが、それを時計としており、機能主義になっている。やはり機能主義にウエイトが移っていった当然ではないか。

舟岡委員) そうすると、製造業全体の大きな変更を余儀なくされる。

竹内会長) それは一気に変更を余儀なくするか、少しずつするかの問題である。私は一気に変えるのは難しく、少しずつ変更することが必要ではないかと思っている。様々な素材で同じ物が製造されており、最近、素材主義から、機能に移っている。出版についても、電子出版が増えてきた。この時期に、電子出版まで製造業ではおかしいので、情

報通信業に移していくことが必要だと思ふ。この業種は中身が複雑で、小分類レベル、細分類レベルになると様々な問題が出てくると思ふ。それはまた、別の機会に説明いただきたい。

(5) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官及び金子統計審査官から、平成13年4月における、「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「農業経営統計調査」及び「工業統計調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「労働力調査特別調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料8により報告が行われた。